②　森林環境教育等の充実

森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、身近な自然環境である里山林を活用しつつ、関係府省が連携した青少年等の森林体験活動の機会の提供、指導者の育成、国民生活に必要な物資としての木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」等を推進する。

また、国有林においては、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

⑼　国際的な協調及び貢献

①　国際協力の推進

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連やＧ８サミット（主要国首脳会議）等の政策対話、地球温暖化防止や生物多様性保全等に関する国際的な取組に積極的に参画し貢献する。また、我が国の有する知見や人材等を活用し、開発途上地域の森林の整備及び保全等に関する二国間・地域間・多国間等の多様な枠組みでの協力や民間等を通じた協力への支援を実施する。

②　違法伐採対策の推進

持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。

また、我が国において、合法性証明や伐採地等の表示など木材のトレーサビリティの確保等に取り組むとともに、消費者、民間事業者等への合法木材の普及拡大・信頼性向上に向けた取組を強化する。

２　林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成・確保等の施策を推進していくこととする。

⑴　望ましい林業構造の確立

①　効率的かつ安定的な林業経営の育成

効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体による森林経営計画の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。また、自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な森林所有者の森林については、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、将来的には林業経営の委託への転換を目指す。

このため、森林所有者等への働きかけや、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知等の普及啓発活動とともに、情報の提供や、助言・あっせんなどを推進する。また、流域や市町村を単位とした将来の事業量の明確化、森林経営計画の作成と計画に基づく事業実行のそれぞれの段階での森林組合と民間事業体のイコールフッティングの確保、林業事業体を登録・評価する仕組みの導入、施業集約化に向けた先行事例の他地域への普及を推進する。

このほか、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。

②　施業集約化等の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進するほか、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上を図るとともに、森林施業プランナーの認定制度を新たに導入する。また、施業集約化に必要となる森林情報の収集、境界の確認、森林所有者との合意形成等の諸活動に対して支援するほか、関係省の連携により境界の明確化や所有者情報の把握に取り組む。

国有林においては、民有林と国有林が一体となった森林共同施業団地の設定を推進するほか、事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールド提供等を通じて林業事業体の育成に貢献する。

③　低コストで効率的な作業システムの整備・普及及び定着

低コストで効率的な木材生産を実現するため、各地域の実情に応じた作業システムの普及及び定着、リースやレンタルによる高性能林業機械の導入、作業システムの効率的な運用に必要な路網の整備を図る。また、国内外の先進林業機械の評価・分析と改良、伐採木の大径化や木質バイオマス需要の拡大等の変化に対応する林業機械の開発を推進する。

また、造林・保育の低コスト化に向けて、大苗やコンテナ苗の活用、疎植化等を進めるとともに、従来と異なる手法で植栽された苗木の成長データの収集・分析等を進め、造林・保育の低コスト化の技術の確立と普及を図る。

さらに、国有林においては、多様な立地を活かし、ニーズに適した研修フィールドを提供するほか、先駆的な技術の実証・定着を図る。

⑵　人材の育成・確保等

①　フォレスター・現場技能者等人材の育成

これからの森林・林業に必要な人材の育成に向け、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有し、長期的な視点に立って地域の森林（もり）づくりの全体像を示すとともに市町村や森林所有者等への指導等を的確に実施するフォレスター、施業集約化に向けた合意形成を図り森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者（フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター等）について、必要な研修や資格制度を検討するなど戦略的・体系的な取組を進める。

フォレスターについては、林業普及指導員資格試験を再構築した上で、フォレスターの認定試験として位置付ける方向で見直すこととする。

現場技能者については、「緑の雇用」事業等を通じて、就業相談会や就業体験、事業主による職場内研修等を計画的に実施し、新規就業者を確保・育成するとともに、段階的かつ体系的な研修を修了した者をフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）等として登録・認定し、林業就業者のキャリア形成を支援する。

これらの人材育成に当たっては、国、地方公共団体、大学等の教育機関と連携した人材育成体制を構築するとともに、国有林のフィールドや技術力を積極的に活用する。

一方、林業事業体の経営者や地域林業のリーダーとなる森林所有者等で組織される林業研究グループ等については、人材育成に係る研修への参加等による自己研鑽や林業経営の後継者の育成に努め、現場に即した技術開発や普及活動等を推進する。また、女性の林業経営への参画、女性林業者のネットワーク化等を促進する。

②　雇用管理の改善

林業就業者の雇用環境の改善を図るため、林業事業体の社会・労働保険、退職金共済制度への加入状況等を把握するとともに、社会保険等への加入促進のための普及・啓発を積極的に推進する。また、関係省が連携を図りつつ、雇用管理チェックリスト等の作成及び配布により、林業就業者の能力に応じた昇進や昇格モデルの提示を進める。

③　労働安全衛生の向上

新規就業者に対する３年程度の研修における安全な伐木技術の習得など就業者の技能の向上、効率的かつ安定的な林業経営の育成を通じた事業主の雇用管理能力の向上、これらに取り組む林業事業体が適正に評価され森林整備の中核となるような環境の整備など総合的な労働災害防止対策を推進する。また、労働安全衛生改善対策セミナー、林業事業体への安全巡回指導等の充実を図る。